

障害者自立支援法

障害者自立支援制度は、障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現をめざすため、障害の種別(身体障害・知的障害・精神障害)にかかわらず福祉サービスが利用できるよう、新しい仕組みとなっています。

福祉サービスごとに、申請手続きや利用者負担などが決められていますので、福祉健康課までお問い合わせください。

	福祉サービス	内 容
自立支援給付	介護給付	日常生活を営む上で介護を必要とする障害者への支援。ただし、サービスを利用するためには、法で決められた認定調査や羽島市・羽島郡2町で共同設置する認定審査会での認定が必要です。 「訪問系サービス」ホームヘルプ・重度訪問介護・行動援護 「日中活動系サービス」児童デイサービス・短期入所・療養介護・生活介護 「居住系サービス」施設入所支援・共同生活介護(ケアホーム) 重度障害者等包括支援
	訓練等給付	自立した生活を営むための訓練や、就職につながる支援。サービスを利用するためには、法で決められた認定調査が必要です。 「地域生活移行への訓練」自立訓練 「就労のための訓練」就労移行支援・就労継続支援 共同生活援助(グループホーム)
	自立支援医療	従来の更生医療・育成医療・精神通院公費です。
	補装具費の支給	補装具の購入や修理にかかる費用の支給です。
地域生活支援事業	⑨ 相談支援事業	障害者本人や介護者などからの日常生活や福祉サービスなどの相談に応じ、必要な情報提供や援助を行います。相談支援事業所での電話相談・来所相談・訪問相談、町での巡回相談があります。
	⑨ コミュニケーション支援事業	聴覚・言語機能・音声機能障害などのため意思疎通に支障がある障害者に、手話通訳者などを派遣します。
	日常生活用具給付等事業	重度障害者に対し、自立生活支援用具の給付などを行います。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者に、外出等の支援を行います。
	⑨ 地域活動支援センター	地域で生活している障害者の日中活動や交流の場として、さまざまな活動を地域活動支援センターで行います。利用料は無料ですが、材料費などは実費負担です。
	訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において身体障害者へ入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図ります。
	日中一時支援事業	居宅での介護が一時的に困難になった場合など、日中における介護の場を確保し、家族の介護負担などを軽減します。
	自動車運転免許取得・改造助成事業	障害者の自動車運転免許の取得および自動車の操行装置などの改造に要する費用の一部を助成します。

⑨ は、平成18年10月からの新規事業です。